

トータルコンサルティングオフィス 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

「サッカー」、「はやぶさ」に秘められた日本人の潜在能力を見ました。真の目的のために手前にある目標に挑戦し続ける。状況が悪いときほど、余計な考えが横切り、目の前の目標のために最善を尽くすことを忘れてしまいます。努力に裏打ちされた技術は当然ですが、困難な状況や重圧の中で感情をコントロールしてバランスを保つためには、準備や集中力といった心構えの方が重要になります。

経営者はいかに思考するべきか。それは、「出来る」と思い続けることでしょう。

私の書棚より

○人間の欲望が経済を動かすこと、これが資本主義の本質だ。経済が人間の欲望を反映している限り、資本主義は不滅だ。

○世界に飛翔する企業が、拡大する海外市場で富を稼いでいけば、国内に新しい内需産業が創出されてくる。たとえば、新しい軽工業、流通業、サービス業などが育ってくる。

「10年不況」脱却のシナリオ
斎藤精一郎著 集英社新書

税務アンテナ

□交通事故により死亡した者の遺族が、強制保険、任意保険に係わらず受け取る対人賠償責任保険は、加害者から受ける損害賠償金と同様、亡くなった者の賠償請求権と遺族の賠償請求権とを区別せずにすべて課税関係が生じません。

ただし、自損事故保険や搭乗者保険で死亡した被相続人が保険料を負担して、遺族が保険金を受け取る場合には、みなし相続財産となります。みなし相続財産となる死亡保険金の場合には、法定相続人×500万円までの金額は非課税となります。

□法人税法では、役員賞与を含めた役員給与の支給金額が職務執行の対価として相当額であれば、その支払方法により、①定期同額給与、②事前確定届出給与、③利益連動給与に区分し、損金算入が認められるようになりました。

「定期同額給与」とは、その支給時期が1月以下の一定の期間ごとの給与で、その事業年度の各支給時期における支給額が同額であるものをいいます。このため、非常勤役員に対して年俸を年1回又は年2回所定の時期に支給するものは、定期同額給与には該当しないことになります。また、給与改定の時期は、原則として、その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3ヶ月を経過する日までに行われる必要があります。

税務に関するご質問をお受けしております。
お気軽にお問い合わせ下さい。

7月の税務

スケジュール

10日	○ 6月分の源泉所得税の納付 ○ 特例適用者の1~6月分の源泉税の納付 (休日につき 12日)
15日	○ 所得税予定納税の減額申請
31日	○ 固定資産税(第2期分)の納付 ○ 5月決算法人の確定申告 (休日につき 8月2日)

31日	○ 所得税予定納税額(第1期分)の納付 ○ 11月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 8月、11月、22年2月決算法人の消費税中間申告 (休日につき 8月2日) ○ 7月決算法人の消費税各種選択届出書提出 (休日につき 7月30日)
-----	---

今月の贈る言葉『勝利した者はもれなく、偶然なんてものを信じていない』 by ニーチェ

